

高校生のみなさんへ

2025年（令和7年）3月 改定
発行：藤沢市福祉事務所 生活援護課
0466-50-3572（直通）

こんにちは！ふじキュンです♪

今日は、高校生のみなさんへ、大事なお知らせがあつてお手紙を用意しました。お家の方と、しっかり読んでくださいね♪

◎知っておいていただきたいこと

- ①生活保護制度とは・・・
- ②高校生のアルバイトについて・・・
- ③在学中に支給されるお金について・・・
- ④高校を卒業し進学する場合・・・



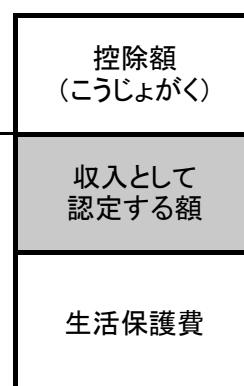
①生活保護制度とは・・・

病気や障がい、その他の理由で同居している家族全員（世帯といいます）の収入や資産などでは、生活していくことが難しくなったとき、国が定めた基準にもとづいて、健康で文化的な生活ができるように生活費や医療費などを援助します。そして一日も早く世帯全員の力だけで生活できるように手助けをするものです。

*最低生活費：最低限度の生活をするために一ヶ月に必要なお金のこと
(国で定められている)

生活保護費を決定するため、毎月収入を申告する必要があります。

世帯の収入が増えると



↑世帯の収入
がない場合

↑世帯の収入
がある場合

※控除額については、2ページへ

②高校生のアルバイトについて

高校生のアルバイト収入も、申告をする必要があります！

- そもそも、収入はどうやって決定（認定）しているの？
- 働いた分、全ての金額が収入として認定されてしまうの？
- 頑張って働いても、僕（私）のお小遣いは何も残らないの？？



アルバイト収入を申告すると、次のような控除が受けられます！

- 基礎控除（基準があり、収入額に応じて増えていくもの）
- 20歳未満控除（単身世帯は除く）
- アルバイトに必要な経費（交通費や所得税など）
- ◎学習塾やクラブ活動、修学旅行や進学等の経費（※担当ケースワーカーに要相談！！）

※詳しくは5ページへ！！！

アルバイトをしても、全額が収入として認定されるわけではないんですね！



例として

働いた収入が、1ヶ月で50,000円の場合・・

- 50,000円（給与）
- 18,400円（基礎控除）
- 11,600円（20歳未満控除）
- 5,200円（アルバイトに必要な経費）

アルバイトの交通費
が5,200円かった
場合

計 14,800円（収入認定額） ←収入として保護費から
差し引く部分



申告をしていないアルバイト収入が
わかった場合

- 各種控除が認められず、収入全額を福祉事務所へ返していただくことになります。（最低限度の必要経費は除く）
- 勤務先などに確認する場合があります。
- 悪質な場合は、罰則が科されます。



必ず申告をしましょう！！

②高校生のアルバイトについて

～収入認定の除外や積立について～

高校生のアルバイト等の収入については、交通費や20歳未満控除などのほかに、福祉事務所が事前に認めた目的のために、さらに収入の一部を必要経費として控除する（収入としてはみない）ことができます。

詳しくは、担当ケースワーカーか子ども支援員に相談しましょう。

（1）高校等就学費の支給対象とならない経費

○目的

- ・学習塾費
- ・私立高校の授業料の不足する分
- ・クラブ活動費（保護費から支給される学習支援費を活用しても不足する分）
- ・修学旅行費の積立金（高校生等奨学給付金で足りない分）
- ・その他福祉事務所が認める費用

○手続き

- ①福祉事務所の担当ケースワーカーに相談
- ②必要な費用の資料を福祉事務所に提出
- ③給与明細書、収入申告書や使用した費用の領収書を提出



◎注意！
収入認定除外をしていても、収入申告はする必要があります！！

（2）高校卒業後に自立のために必要な費用（お金を積み立てること）

○条件

- 事前に福祉事務所へ「自立更生計画書」を提出し、承認された場合
- 積立金専用の通帳を用意し、定期的に福祉事務所へ報告をすること
- 高校卒業後の具体的な進路を考えていることや、生活保護からの自立を目指している意思が明らかであり、生活保護からの自立に効果があると認められること

○積み立てたお金の使い道

- 就職に必要な技能を習得する経費、（例）自動車運転免許取得費用
- 就職に必要な資格を取得することが可能な専修学校や大学に進学するために必要な経費（事前に必要な入学料や前期授業料等に限る）
- 就職や進学に伴って、すぐに転居の必要がある場合の転居にかかる費用
- 国や地方公共団体により行われる貸付資金又は、国、地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金（返済する費用）
- 就職活動にかかる費用
- 海外留学にかかる費用



★★注意★★

- 進学先は、事前に相談をしてください。
- 積立金は、高校就学中に認められるもので、退学になった場合は、積立金を返還していただくことになります。学業に支障がないようにしてください。
- 積立金を他の目的に使用することはできません。他の目的に使用した場合は、原則返還していただくことになります。



③在学中に支給されるお金について



①通学に必要な定期券代

通学経路が一番安く効率的で、6か月の定期代×2を一年間の上限として支給できます。

(例えば)

湘南台から、横浜にある高校に通う場合

湘南台（相鉄いずみ野線）～二俣川（相鉄本線）～横浜駅

のルートが一番安く、効率的な経路になります。

定期代は6か月定期で29,270円なので、58,540円が1年間の交通費の上限です。

※必ず、購入後に定期券か、領収書のコピーを提出してください。



②通学に必要な自転車の購入費用、保険料、駐輪場代

○通学のために、新たに購入する必要のある自転車の購入費用

○通学のために使用する自転車の保険加入費用（更新費用）

○通学のために必要な駐輪場（市営以外）の駐輪場代

※市営の駐輪場は、生活保護を利用していると、申請すれば無料になります。

③教材代

○正規の授業で、全員が使用する教科書、副読本的図書、ワークブック、辞典、楽器等

○新しく、高校の授業で使うために通信環境（Wi-Fi等）を整える必要があった時にかかる通信料



※細かい決まりがあるので、買う前にケースワーカーに相談しよう！

④学習支援費

○1年間、ひとり上限101,000円以内、部活などの活動に必要な物品の購入等に使用できる費用（※金額は、年度によって変わります。令和7年度の基準額。）

○部活でユニフォームを買う、スパイクを買うなどの費用にも使えます！



○先にお金を準備できる事もあるので、まずは、担当のケースワーカーに相談してみよう！！



④高校を卒業し、進学する場合

●大学や専門学校などに進学する場合、『進学準備給付金』が支給されます。

これは、新生活の準備費用としての一時金です。対象者、対象となる進学先、支給金額についての詳細は、担当ケースワーカーにご相談ください。

※進学した後では、支給できませんので、ご注意ください。

●進学した後は、生活保護の対象でなくなります。

※これを世帯分離といいます。ただし、夜間大学などは生活保護を利用しながら通学することができる場合もあります。

大学などに通うためには、学費（設備費など）や交通費など、お金がたくさんかかります。そのお金は、奨学金を利用したりアルバイトをしたりして用意する必要があります。生活保護を利用していると、アルバイトで得た給与を世帯の生活費に充てなければならず（収入として認定されます）、学費などにお金を充てることができなくなってしまいます。そのため、自分だけ生活保護の対象ではなくなることができます。

自分だけ生活保護の対象でなくなったとしても、家族と一緒に暮らすこともできます。しかし、生活保護費は、世帯分離をしている人の分は無くなります。そのため、高校生のときよりも、世帯全体の生活保護費は少なくなります。



高校生活は、将来の進路を決めるとても大切な時期です。高校を卒業したら進学したい！就職したい！

まだ決められない、と様々な方がいると思います。

私たちは、将来に向けて頑張っているみなさんを応援していきたいと考えています。

将来のこと、勉強のこと、学校のこと、部活のことなど、ひとりで悩まないでまずはご相談くださいね。



※このしおりは、高校生向けにできるだけ平易な言葉を用いています。

そのため、法令、通知上の表現と異なることがあります。

詳しく知りたいことや、分からぬことがあれば、ひとりで判断せず担当のケースワーカーや子ども支援員に相談してください。